

令和3年度相楽郡広域事務組合会計年度任用職員 募集案内

相楽郡広域事務組合で任用する会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に基づき任用される会計年度任用職員）の募集については、以下のとおりとなります。

1 応募方法

「令和3年度相楽郡広域事務組合会計年度任用職員申込書兼履歴書」に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、「12 提出先及び問合せ先」に記載の提出先に持参又は郵送で提出してください。

※ 資格免許等が必要な職種については、資格証等の写しを添付してください。

2 募集受付期間

令和3年2月18日（木）～3月5日（金） ※必要人数に達した場合は募集を締め切ります。

※ 持参される場合の受付時間は、平日の8時30分から17時15分までです。

3 職種一覧

別紙「令和3年度相楽郡広域事務組合会計年度任用職員職種一覧」をご確認ください。

4 選考方法

書類選考を行い、面接等の選考を行ったうえ、任用を行います。

5 任用期間

1会計年度（4月1日～翌年の3月31日）までの範囲内で任用を行います。

※ 任用期間中の勤務実績等により、翌会計年度にも引続いて任用する場合があります。

6 勤務時間

原則、8時30分から17時15分（休憩12時～13時）の範囲内です。

※ 職種により、始業時間や終業時間が異なる場合があります。

7 休日・休暇

(1) 休日

原則、土日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）

※ 職種により、異なる場合があります。

(2) 休暇

組合規則に基づき年次有給休暇を付与します。

その他、有給休暇・無給休暇についても、組合規則に基づき取得が可能です。

8 報酬

別紙「令和3年度会計年度任用職員職種一覧」をご確認ください。

9 手当等

- (1) 地域手当 報酬月額6%を支給（月額支給者のみ）
- (2) 通勤手当 組合規則に基づき支給
- (3) 期末手当 基準日（6月1日、12月1日）において、組合規則で定める基準を満たす者について、最大年間2.6月分を支給（月額支給者のみ）
- (4) 給与支給日 翌月16日支給
※ 当日が金融機関休業日の場合は、職員の給与条例に規定に準じます。

10 社会保険等

勤務条件により、雇用保険・健康保険・厚生年金・労災保険の適用があります。

11 留意事項等

- 1 会計年度任用職員は、地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- 2 会計年度任用職員は、兼業・副業を行うことができます。
- 3 地方公務員法第16条に規定する以下の欠格条項に該当する場合は、応募することができません。
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 相楽郡広域事務組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

12 提出先及び問合せ先

相楽郡広域事務組合事務局
〒619-0214
京都府木津川市木津上戸15番地
☎ 0774-72-0421
FAX 0774-72-0470

令和3年度相楽郡広域事務組合会計年度任用職員職種一覧

職種		業務内容	勤務場所・勤務時間	資格免許等	報酬月額	募集人数
1	事務補助職員 (週4日)	パソコンを使用した事務作業、書類整理、窓口対応、電話対応等	相楽郡広域事務 組合事務局 午前9時00分 ～午後5時00分	普通自動車免許	104,200円～	1人 ※募集人数に達しました
2	事務補助職員 (週3日)				78,100円～	1人 ※募集人数に達しました
3	消費生活相談員 (週4日)	消費生活に関する相談・あっせん業務及び普及啓発業務、その他センター長が指示する業務	相楽消費生活 センター 午前8時30分 ～午後5時15分	下記①～④のうち、いずれかの要件を満たす者 資格・認定する機関等 ①消費生活相談員資格取得者・国家資格 ②消費生活専門相談員・(独)国民生活センター ③消費生活アドバイザー・(一財)日本産業協会 ④消費生活コンサルタント・(一財)日本消費者協会 普通自動車免許	201,200円～	2人 ※募集人数に達しました
4	消費生活相談員 (週3、5日)	消費者教育・啓発に関する業務、その他センター長が指示する業務			175,100円～	1人 ※募集人数に達しました
5	看護師	休日応急診療所の看護師業務	相楽休日応急 診療所 午前8時30分 ～午後1時30分	看護師、准看護師免許	(時給2,400円) (時給3,000円) (時給3,600円)	16人程度

※看護師の報酬額は、

上段：平常休日

中段：5月3日、4日、5日

下段：年末年始（12月31日から～1月3日まで）並びに12月30日又は1月4日が日曜日の場合